

## 【別紙】特殊肥料の種類

＜特殊肥料等の指定（施行 昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号、最終改正 令和 2 年 10 月 27 日）＞

○肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

(イ) 下記に掲げる肥料で粉末にしないもの

- (1) 魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）
- (2) 干魚肥料
- (3) 干蚕蛹
- (4) 甲殻類質肥料
- (5) 蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下、「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあっては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）別表第 1 号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限る。かつ、牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ）を原料とするものについては牛（月齢が 30 月以下の牛（出生の年月日から起算して 30 月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を受けていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (6) 蒸製てい角（牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。）
- (7) 肉かす（牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (8) 羊毛くず（管理措置が行われたものに限る。）
- (9) 牛毛くず（管理措置が行われたものに限る。）
- (10) 粗砕石灰石

(ロ)

- (11) 米ぬか
- (12) 発酵米ぬか
- (13) 発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしゅう油かすを除く。以下同じ。）
- (14) アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量 0.5 パーセント以上のものを除く。）
- (15) くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）
- (16) 草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

- (17) 木の実油かす及びその粉末（カポック油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）
- (18) コーヒーかす
- (19) くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたものと及びその粉末をいう。）
- (20) たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）
- (21) 乾燥藻及びその粉末
- (22) 落棉分離かす肥料
- (23) よもぎかす
- (24) 草木灰（じんかい灰を除く。）
- (25) くん炭肥料
- (26) 骨炭粉末（牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限る、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (27) 骨灰（牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限る、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (28) セラックかす
- (29) にかわかす（オseinからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限る、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (30) 魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）
- (31) 家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）
- (32) 発酵乾ふん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）
- (33) 人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）
- (34) 動物の排せつ物（凝集促進材（別表第一に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）
- (35) 動物の排せつ物の燃焼灰
- (36) 堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限る、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (37) グアノ（窒素質グアノを除く。）
- (38) 発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。）
- (39) 貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）
- (40) 貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）
- (41) 製糖副産石灰

(42) 石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）

(43) 含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉄さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）

(44) 微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）

(45) カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）

(46) 石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

(ハ)

(47) 混合特殊肥料（専ら特殊肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。）が原料として配合される肥料（堆肥に該当するものを除き、別表第二\*に掲げる材料を加えたものを含む。） \*：工業用又は飼料用として供しされる肥料

#### 別表第一

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材